				七　非常用エレベータ	
	(十五)	(十四)	(一)	(二)	(三)
	駆動装置の主索保護カバー（機械室を有しないエレベータに限る。）	かごの枠	かご呼び戻し装置	一次消防運転	二次消防運転
突出物の状況	目視により確認する。				
取付けの状況	目視及び触診により確認する。	かごの枠材相互の取付けの状況	作動の状況	作動の状況	作動の状況
		テストハンマーによる打検等により確認する。	乗り場及び中央管理室のかご呼び戻し装置を操作し、かご及び乗り場の呼びが取り消され、かご内に設けられた非常停止スイッチの機能が停止することを確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。
令第百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷があること。	取付けが堅固でないこと。	ナットに緩みがあること。	令第百二十九条の十三の第七項の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。	令第百二十九条の十三の第九項の規定に適合しないこと、通常時は戸閉時間と同程度の間ブザーが鳴動し閉時間内に起動することと又は乗り場の戸を開いたままで運転をしないこと。
			取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。
			目視及び触診により確認する。	取付け及び操作の状況	取付け及び操作の状況
			取付け及び操作の状況	最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	作動の状況
				スイッチ等に防滴処理がされていない場合は一次消防運転モード時の信号入力が制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。	令第百二十九条の十三の第九項の規定に適合しないこと、通常時は戸閉時間と同程度の間ブザーが鳴動し閉時間内に起動することと又は乗り場の戸を開いたままで運転をしないこと。
				信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
				一次消防運転をしないこと又は乗り場の呼びに応答すること。	
				スイッチの取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。	

別表第二

| | | | | |